

# 共済組合と所属所との コラボヘルス推進のお知らせ



福井県市町村職員共済組合では、地方公務員等共済組合法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、データヘルス計画を作成し、所属所と共済組合との連携（コラボヘルス）推進を図りながら、組合員等の健康の保持増進のための保健事業を実施しています。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和4年1月から、40歳未満の組合員の健康診査の結果等を情報提供されることとなったことに伴い、個人情報の保護に関する法律等に則り、改めて所属所と共済組合との間で覚書を締結し、健康診査の結果等を共同利用することで、コラボヘルスをより一層推進し、組合員等の健康の保持増進に向けて、効率的・効果的に保健事業を実施することになりましたのでお知らせいたします。

組合員等の健康の保持増進のため、共済組合と所属所が協力して事業を行いますので、個人情報の共同利用についてご理解いただきますようお願いいたします。

## 利用目的及び事業内容

組合員等の生活習慣病予防、疾病の早期発見・早期治療等を目的に、次の事業を実施します。

事業名	概要	共同利用する項目
特定健康診査 40歳未満の組合員の所属所が行う法定健康診断	生活習慣病リスクの早期発見を目的とした健康診査を実施する	所属所が行う法定健康診断結果 共済組合が助成を行う人間ドックの結果及び問診項目回答内容 組合員及び被扶養者の特定健康診査受診状況、法定健康診断受診状況
特定保健指導	特定健康診査の結果から、特定保健指導の対象者に対する専門職からの保健指導を実施する	組合員である特定保健指導対象者の特定保健指導レベル及び特定保健指導の実施状況
重症化予防受診勧奨事業	特定健康診査の結果から、医療機関の受診が必要であるが未受診である者に受診勧奨を実施する	組合員の生活習慣病リスク保有状況 組合員の生活習慣病リスクに係る未受診情報
若年層（40歳未満）に向けた生活習慣病予防	健康診査の結果から、若年層（40歳未満）に向けた生活習慣病に関する情報を提供し、予防事業を実施する	組合員の生活習慣病リスク保有状況 組合員の生活習慣病リスクに係る未受診情報
歯科検診の実施と要治療者等に対する受診勧奨	歯周病の発見や歯科口腔衛生の向上を目的とした健康診査及び要治療者等に対する受診勧奨を実施する	組合員である対象者の歯科検診の実施状況 組合員の歯周病等リスク保有状況
後発医薬品利用促進	後発医薬品の利用により医療費の削減が可能な者に、差額通知を提供する	組合員の服薬に係る差額金額

事業名	概要	共同利用する項目
組合から所属所への情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を所属所別に提供を行う	所属所が行う法定健康診断結果 共済組合が助成を行う人間ドックの結果及び問診項目回答内容 組合員及び被扶養者の特定健康診査受診状況、法定健康診断受診状況
組合員等の健康意識向上等を目的とした情報提供	健康意識を向上し、生活習慣の改善に資する情報を提供する	所属所が行う法定健康診断結果 共済組合が助成を行う人間ドックの結果及び問診項目回答内容



## 共同利用の範囲

- 組合員が所属する所属所
- 福井県市町村職員共済組合

## 個人データの管理責任者

- 組合員が所属する所属所 所属所において定められた個人データ管理責任者
- 福井県市町村職員共済組合 福井県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程第3条に規定する個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者

## その他の留意事項

- 本事業で共同利用する個人情報には、詳細なレセプト情報（診療報酬明細書：病歴・治療内容等）は含まれません。ただし、生活習慣病の予防対象者の抽出等に必要な内容（生活習慣病関連疾患に関する通院や服薬状況）は含まれます。
- 本事業で共同利用する個人情報は、事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用します。人事評価等に用いることはなく、上記の目的以外で使用された場合は、前記責任者及び違反者に罰則が課せられます。
- コラボヘルスにおける共済組合と所属所との共同利用について同意されない場合は、所属所又は共済組合に文書によりお申し出ください。ただし、法令によるもの、当組合が助成する人間ドック受診結果及びその特定保健指導に係る情報については共有を拒否することはできません。（人間ドック利用助成申込書の同意欄に記名いただいているため。）

<お問い合わせ先 健康管理課>